

Intensive

TEXT 1

年内完結・速修コース
基本テキスト



消費税法

CONSUMPTION TAX

第1回講義
体験用テキスト

TAC税理士講座



TAC

消費税法 年内完結・速修コース 基本テキスト№.1 コントロールタワー

回数	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	システムカード	理論テキスト 理論マスター
第1回	消費税の概要 国内取引の課税の対象 輸入取引の課税の対象	P. 3 S P. 27	問題 1 S 問題10	1 2 3	
第2回	国内取引の課税の対象 国内取引の非課税	P. 31 S P. 69	問題11 S 問題20	2 4	1-1 1-2 1-3
第3回	免税取引 国内取引の課税標準 税率	P. 73 S P. 97	問題21 S 問題29	6 14 16	1-4 1-5 2-1
第4回	実力テスト(通信添削問題) 輸入取引の課税の対象 輸入取引の非課税 輸入取引の課税標準 売上げに係る対価の返還等 貸倒れ	P. 101 S P. 129	問題30 S 問題34	3 5 15 25 26	1-1 1-3 2-1 3-13 3-14

テキスト

< 今回の学習内容 >

第1回講義 使用ページ
p. 3 ~ 26

テーマ 1

消費税の概要

理論：重要度 ★

計算：重要度 ★

これから消費税法を学習するにあたり、学習の範囲や法律の体系及び基礎的知識を身に付ける必要がある。ここではそれらの内容を確認していくこととする。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1－1	消費税の学習範囲	No.1 第1回
1－2	消費税の性格	No.1 第1回
1－3	消費税の仕組み	No.1 第1回

1-1 消費税の学習範囲

税理士試験における消費税法の出題範囲は、「消費税法。消費税法に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など消費税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」となっている。

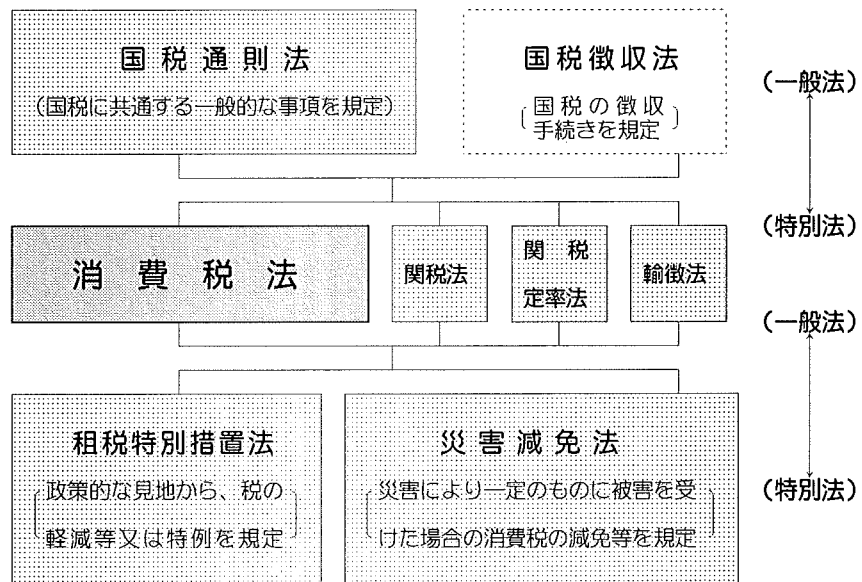
具体的には、次のものが該当する。

- | | | |
|---------|-------------------------|-----------|
| ① 消費税法 | ② 国税通則法 | ③ 租税特別措置法 |
| ④ 災害減免法 | ⑤ 国税徴収法 | ⑥ 関税法 |
| ⑦ 関税定率法 | ⑧ 輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律 | |

ただし、上記の各法律のうち「⑤ 国税徴収法」は、独立した試験科目として実施されるため、出題範囲からは除かれている。

1 各法律の関係

これらの学習範囲に含まれる各法律の関係を図示すると次のようになる。

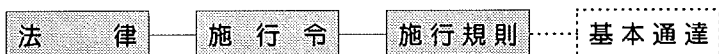


※ 各法律の適用については、特別法は一般法に優先して適用される。

上記の各法律の中で、学習の中心となるのは「消費税法」であり、その学習の9割以上を占めることとなる。

2 消費税法の構成

(1) 税法の構成



法 律 (本 法)	国会で定められたもので、法の根幹をなす重要事項である。
施 行 令 (政 令)	内閣が制定する命令で、技術的、専門的事項の細目等を定めたものである。
施 行 規 則 (省 令)	財務大臣、各省大臣が発する命令で、手続的、様式的事項を定めたものである。
基 本 通 達	上級行政庁が、法令の解釈や運用方針などについて、下級行政庁に発する命令、指令で、租税においては、国税庁長官によって行われている。しかし、基本通達は直接拘束力を持つものではない。

(2) 消費税法の法律構成

【法 律】(第1条～第67条)	
第1章 総 則 (第1条～第27条)	① 定 義 ② 課税の対象 ③ 納税義務者及び免税事業者 ④ 納税義務の成立 ⑤ 納税地
第2章 課税標準及び税率 (第28条・第29条)	① 課税標準 ② 税 率
第3章 税額控除等 (第30条～第41条)	① 消費税額の控除
第4章 申告、納付、還付等 (第42条～第56条)	① 中間申告 ② 確定申告 ③ 還付を受けるための申告 ④ 引取りの申告 ⑤ 中間申告による納付 ⑥ 確定申告による納付 ⑦ 引取りに係る納付 ⑧ 還 付 ⑨ 更正の請求
第5章 雑 則 (第57条～第63条の2)	① 届 出 ② 帳簿の備付け等 ③ 国、地方公共団体等に対する特例 ④ 質問検査権 ⑤ 価格の表示
第6章 罰 則 (第64条～第67条)	① 消費税のほ脱犯 ② 無申告犯 ③ 秩序犯
【附 則】	① 経過措置 ② 消費税法施行に伴う他法の一部改正
【別表第一】	非課税項目 (国内取引)
【別表第二】	非課税項目 (輸入取引)
【別表第三】	特殊法人等

1-2 消費税の性格

1 消費税は、ものの消費に対して広く薄く課税

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

また、輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は消費に広く薄く負担を求めるという観点から、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費 (広く課税)	一律5% (薄く課税)
所得税法	個人の所得	5%~40% 超過累進課税
法人税法	法人の所得	30% (普通法人等)
相続税法	財 産	10%~50% 超過累進課税

2 消費税の課税権者

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、**国税4%、地方税1%**となっている。

なお、受験においては、**国税4%部分に着目**して学習することとなる。

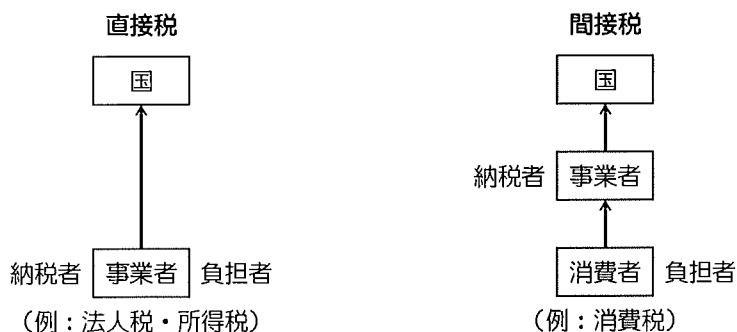
国 税	「消費税(税率4%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

③ 消費税は間接税である

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「**直接税**」、税の負担者と納税者が異なる税金を「**間接税**」という。

消費税は、法律上の納税者と実際の税の負担者が一致せず、税負担の転嫁が行われることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

④ 消費税の徴収方法

税金の徴収方法によって税金を区分した場合、「申告納税方式」と「賦課課税方式」とに区分される。

消費税法は、国内取引に関しては「**申告納税方式**」を採用し、輸入取引に関しては「**申告納税方式**」と「**賦課課税方式**」の両方を採用している。

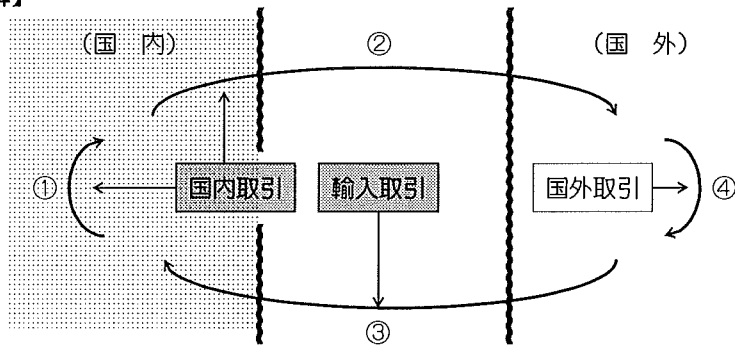
申告納税方式	税金を納税者自らが計算し、自らが申告して納める方法 ⇒「消費税(国内取引)」「消費税(輸入取引)」「法人税」等
賦課課税方式	税金を課する国や地方公共団体が税額を計算し、その計算された税額を納める方法 ⇒「消費税(輸入取引)」「固定資産税」「不動産取得税」等

5 国内取引・輸入取引

取引を大きく区分すると、①「国内取引」②「輸出取引」③「輸入取引」④「国外取引」に分けられる。

消費税においては、①「国内取引」と②「輸出取引」をまとめた広い意味での「国内取引」と③「輸入取引」に課税することとしている。

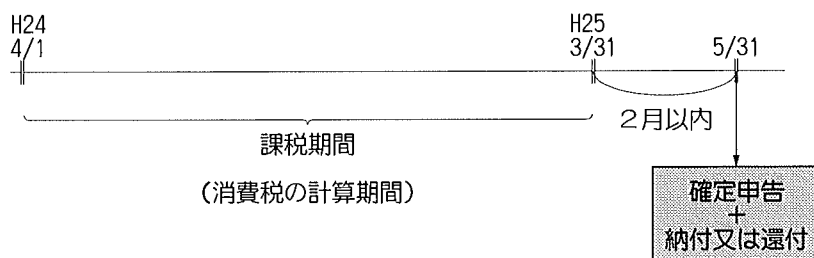
【図 解】



① 国内取引（狭義）	国内取引（広義）	消費税の対象
② 輸出取引		
③ 輸入取引		
④ 国外取引		⇒ 消費税の対象外

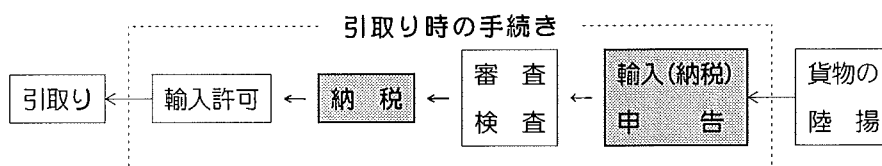
参考 消費税の申告及び納付等の流れ

(1) 国内取引（例：3月決算法人の場合）



※ 事業者によっては、課税期間の中途において、納付税額の一部前払いとして中間申告及び納付を行う。

(2) 輸入取引



6 消費税法学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度（例：4月1日～翌年3月31日）
売上げ	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」となる。
仕入れ	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」となる。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

1-3 消費税の仕組み

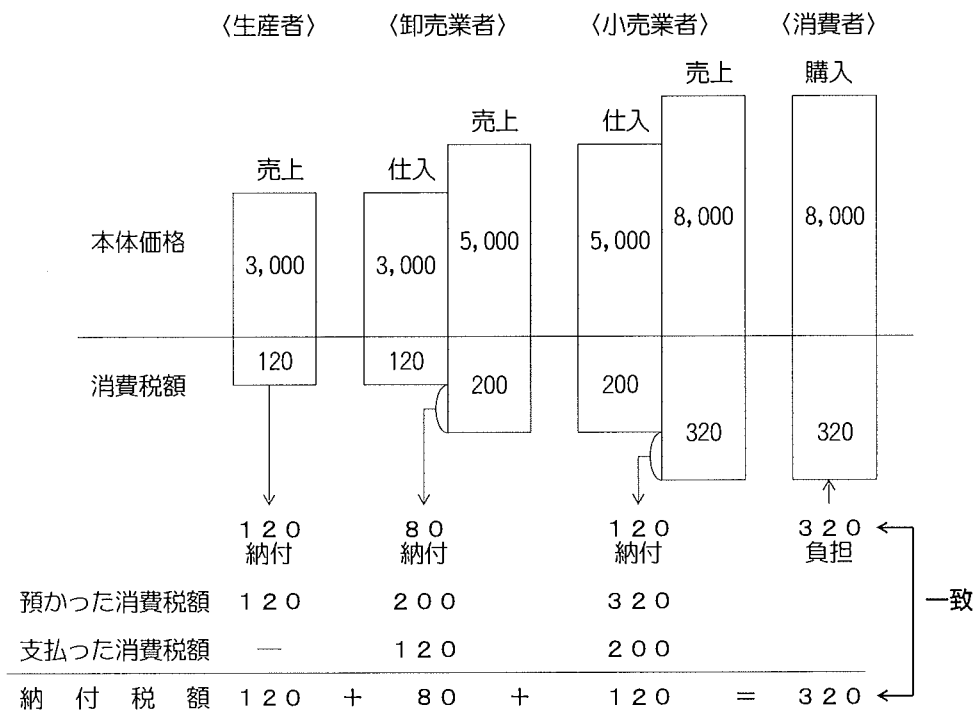
1 多段階累積控除

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「**多段階累積控除**」の仕組みが採られている。

※ 税率

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。
受験においては、**国税4%部分**に着目して学習することとなる。

【図 解】流通の過程



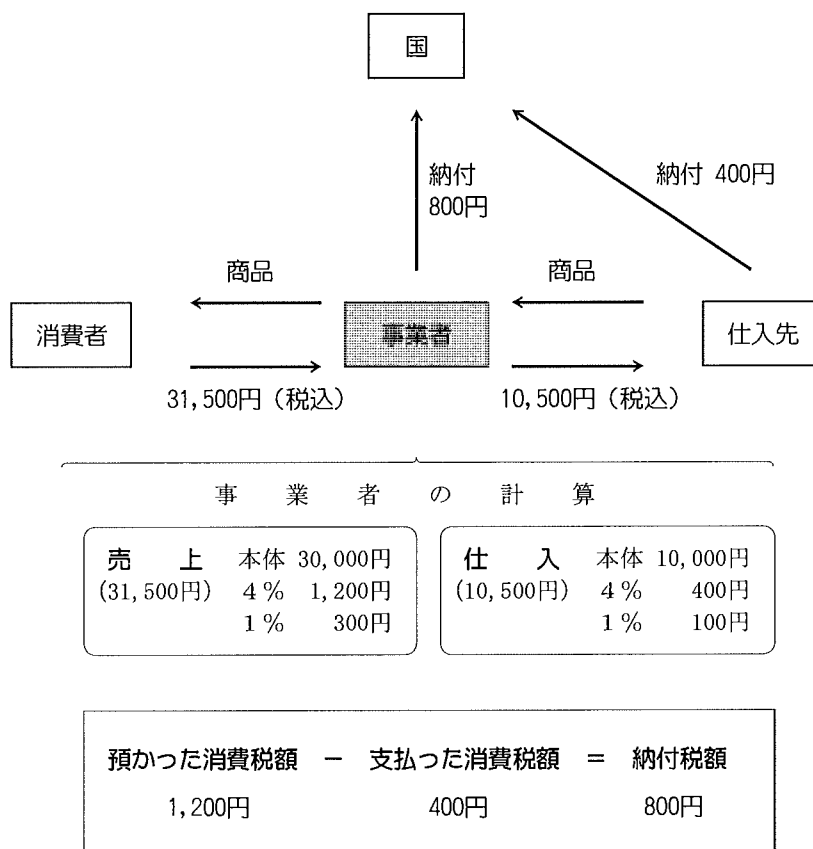
【多段階累積控除】

$$\text{「預かった消費税額」} - \text{「支払った消費税額」} = \text{「納付税額」}$$

2 納付税額の計算の流れ

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

【図 解】



設 例

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 課税売上高 | 126,211,680円 |
| (2) 課税仕入高 | 89,250,420円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 700,000円 |

解 説

- (1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

- ① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込のまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{105}$ を乗じる。(税抜にする。)

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

$$126,211,680円 \times \frac{100}{105} = 120,201,600円 \longrightarrow 120,201,000円(千円未満切捨)$$

- ② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に4%を乗じる。

$$120,201,000円 \times 4\% = 4,808,040円$$

- (2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込のまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{4}{105}$ を乗じる。(国税部分を求める。)

$$89,250,420円 \times \frac{4}{105} = 3,400,016円$$

- (3) 差引税額

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

$$4,808,040円 - 3,400,016円 = 1,408,024円 \longrightarrow 1,408,000円(百円未満切捨)$$

(4) 納付税額

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

$$1,408,000\text{円} - 700,000\text{円} = 708,000\text{円}$$

 計算パターン

1 課税標準額

$$\text{課税売上高（税込）} \times \frac{100}{105} = \text{XXX,XXX円}（*） \rightarrow \text{XXX,000円}$$

（千円未満切捨）

2 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times 4\% = \text{XXX,XX0円}$$

3 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高（税込）} \times \frac{4}{105} = \text{XXX,XXX円}（*）$$

4 差引税額

$$\text{課税標準額に対する消費税額} - \text{控除対象仕入税額} = \text{XXX,XXX円} \rightarrow \text{XXX,X00円}$$

（百円未満切捨）

5 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{中間納付消費税額} = \text{XXX,X00円}$$

（*）円未満の端数は、切り捨てること。コメントを書く必要はない。

 研究 還付を受ける税額があるとき

上記計算パターンにおいて、「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を控除して、控除しきれない場合の4、5の計算は次による。

4' 控除不足還付税額

$$\text{控除対象仕入税額} - \text{課税標準額に対する消費税額} = \text{XXX,XXX円}$$

※ 百円未満切捨はしない

5' 中間納付還付税額

$$\text{中間納付消費税額} - \text{差引税額} = \text{XXX,X00円}$$

参考 会計処理

消費税の経理処理の方式としては、税込経理方式と税抜経理方式がある。

<経理方式と仕訳処理>

- (1) 仕入時 商品10,500,000円（税込み）を仕入れ、代金を買掛金とした。
- (2) 売上時 商品31,500,000円（税込み）を売上げ、代金を売掛金とした。
- (3) 決算時
- (4) 納付時 消費税額1,000,000円を現金で納付した。

区分	仕	訳
	税 抜 経 理 方 式	税 込 経 理 方 式
(1)	(仕 入) 10,000,000円 (仮払消費税) 500,000円 / (買 掛 金) 10,500,000円	(仕 入) 10,500,000円 ① / (買 掛 金) 10,500,000円
(2)	(売 掛 金) 31,500,000円 / (売 上) 30,000,000円 (仮受消費税) 1,500,000円	(売 掛 金) 31,500,000円 / ② (売 上) 31,500,000円
(3)	(仮受消費税) 1,500,000円 / (仮払消費税) 500,000円 (未払消費税) 1,000,000円	—
(4)	(未払消費税) 1,000,000円 / (現 金) 1,000,000円	(租 税 公 課) 1,000,000円 / (現 金) 1,000,000円

<税込経理方式による損益計算書>

消費税法の計算学習は、主に税込経理方式による損益計算書等をベースに進められる。

損 益 計 算 書

I 売 上 高	31,500,000円②
II 売 上 原 価	
期首商品棚卸高	200,000円
当期商品仕入高	10,500,000円①
合 計	10,700,000円
期末商品棚卸高	250,000円
売 上 総 利 益	10,450,000円
	21,050,000円

<納付税額の計算>

(例) 次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

課税売上高 31,500,000円

課税仕入高 10,500,000円

1 課税標準額

$$31,500,000円 \times \frac{100}{105} = 30,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000円 \times 4\% = 1,200,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$10,500,000円 \times \frac{4}{105} = 400,000円$$

4 差引税額

$$1,200,000円 - 400,000円 = 800,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

<地方消費税額の計算>

$$800,000円 \times 25\% = 200,000円$$

なお、税抜経理方式の場合には次のとおりとなる。

(例) 課税売上高 30,000,000円 (仮受消費税 1,500,000円)

課税仕入高 10,000,000円 (仮払消費税 500,000円)

1 課税標準額

$$(30,000,000円 + \overset{\text{仮受消費税}}{1,500,000円}) \times \frac{100}{105} = 30,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000円 \times 4\% = 1,200,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$(10,000,000円 + \overset{\text{仮払消費税}}{500,000円}) \times \frac{4}{105} = 400,000円$$

4 差引税額

$$1,200,000円 - 400,000円 = 800,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

テーマ 2

国内取引の課税の対象

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

ここでは国内取引の課税の対象の概要を学習する。

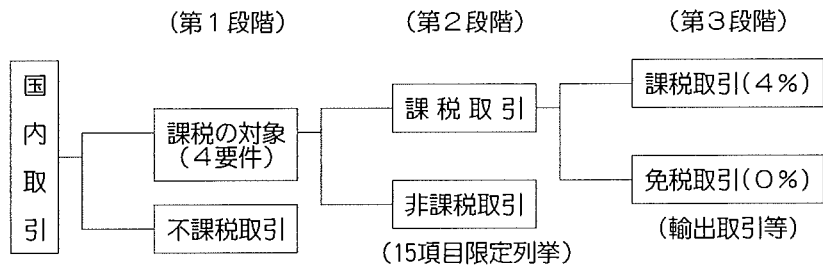


このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	課税の対象の概要	No.1 第1回

2-1 課税の対象の概要

消費税が課税される取引を、次の手順に従って分類していくこととなる。



1 課税の対象と不課税取引

国内取引の分類の手順として第一にしなければならないのが、「課税の対象」と「不課税取引」を分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(1) 課税の対象（国内取引）（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

(2) 資産の譲渡等（法2①八）

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

(3) 国内取引の課税の対象となるための4要件

上記(1)及び(2)から、次の4要件が導き出され、この4要件をすべて満たした場合に、国内取引の課税の対象（消費税法が適用されるもの）となる。

なお、この4要件は、**最重要論点**である。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（※）であること。

※1 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（＝売上げ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、売上げを認識している。

- イ 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など
- ロ 資産の貸付け … 建物の賃貸、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を行うことなど

※2 資産の譲受け、借受け、役務の提供（＝仕入れ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、仕入れを認識している。

- イ 資産の譲受け … 商品の仕入れ、資産の購入など
- ロ 資産の借受け … 建物の賃借、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を受けることなど

➡トレーニング 問題8(1)・9

設 例

次の取引のうち「課税の対象」となるものを選びなさい。なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が行う商品の販売
- (2) 法人が行う商品の輸出販売
- (3) 法人による株式の売却
- (4) 法人から従業員への乗用車の贈与

解 説

【解 答】

(1)、(2)、(3)

【解 説】

課税の対象の4要件をすべて満たすか否かを判定する。

ただし、本設例は問題文より「①国内において（国内取引）」という要件は満たしているため、残りの3つの要件について判定することとなる。

- (1) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当（テーマ2－3（P.37）において詳細学習）
③対価を得て…販売代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…商品の販売は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象となる

- (2) (1)と同様に判定 ∴ 課税の対象となる

(注) 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため（テーマ1－2（P.8）参照）、国内取引の要件は満たしていることに注意する。

- (3) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…売却代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…株式の売却は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象となる

- (4) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…贈与であるため、対価を収受していない
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…乗用車の贈与は「資産の譲渡」に該当
∴ 課税の対象とならない

2 課税取引と非課税取引

(1) 非課税取引（法6①）

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの」等の特殊な性質のものをいくつか選び出し、限定して、それらについて消費税を課税しないこととしている。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

国内取引の非課税【別表第一】

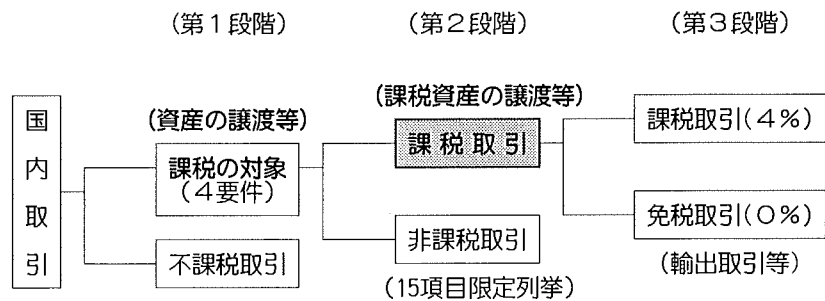
税の性格から課税することになじまないもの
1 土地等の譲渡及び貸付け
2 有価証券等の譲渡
3 利子を対価とする金銭の貸付け等
4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡
5 物品切手等の譲渡
6 行政手数料等
7 外国為替業務に係る役務の提供
社会政策的な配慮に基づくもの
8 社会保険医療等
9 社会福祉事業等
10 助産に係る資産の譲渡等
11 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供
12 身体障害者用物品の譲渡等
13 学校等の教育に関する役務の提供
14 教科用図書の譲渡
15 住宅の貸付け

(2) 課税取引（法2①九）

「資産の譲渡等」から上記(1)の「非課税取引」を除いた取引が「課税取引」となる。条文上は「課税資産の譲渡等」として規定されている。

課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図 解】



③ 免税取引

「消費地課税主義」や「国際競争力の低下防止」の観点から、一定の輸出取引については消費税を免除する規定が定められている。

【輸出免税等】（法7①）

事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、**輸出取引等（※）**に該当するものについては、**消費税を免除する**。

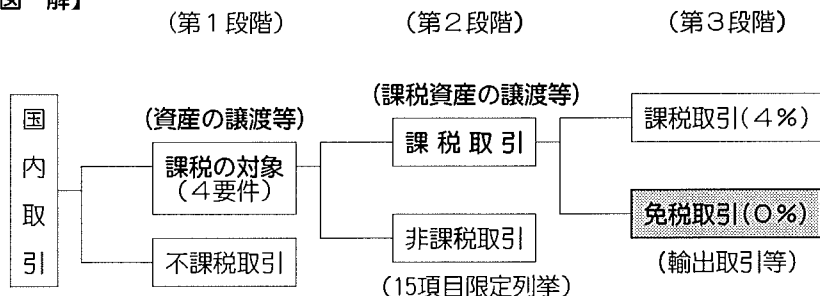
※ 輸出取引等とは

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② …以下省略

免税取引は、課税資産の譲渡等（課税取引）ではあるが、消費税がかからないことから、この「免税取引」のことを「**0%課税取引**」とも呼ぶ。

詳細は、テーマ6（P.73～）で学習する。

【図 解】



参考 消費地課税主義とは？

国内において消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「**消費地課税主義**」という。したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

設 例

次の取引を「課税取引（４％）」「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」に分類しなさい。

なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が行う商品の販売
 - (2) 法人が行う商品の輸出版売
 - (3) 法人が行う株式の売却
 - (4) 法人から従業員への乗用車の贈与
-

解 説

【解 答】

- (1) 課税取引（４％）
- (2) 免税取引
- (3) 非課税取引
- (4) 不課税取引

【解 説】

- (1) 第１段階…課税の対象の４要件を満たすため、課税の対象となる
第２段階…非課税取引に該当しない
第３段階…輸出取引等に該当しない ∴ 課税取引（４％）
- (2) 第１段階…課税の対象の４要件を満たすため、課税の対象となる
第２段階…非課税取引に該当しない
第３段階…輸出取引等に該当する ∴ 免税取引
- (3) 第１段階…課税の対象の４要件を満たすため、課税の対象となる
第２段階…非課税取引（有価証券等の譲渡）に該当する ∴ 非課税取引
- (4) 第１段階…課税の対象の４要件を満たしていない（対価を収受していない）ため、不課税取引となる

テーマ 3

輸入取引の課税の対象

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

ここでは輸入取引の課税の対象の概要を学習する。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
3-1	課税の対象の概要	No.1 第1回

3-1 課税の対象の概要

海外から資産を輸入し、国内で消費する場合には、「消費地課税主義」の見地から、消費税を課することとなっている。

1 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

2 非課税（別表第二）

輸入取引についても、国内取引と同様に、消費税を課さない非課税項目が定められている。

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

【輸入取引の非課税【別表第二】】

- 1 有価証券等
- 2 郵便切手類
- 3 印紙
- 4 証紙
- 5 物品切手等
- 6 身体障害者用物品
- 7 教科用図書

➡トレーニング 問題8(2)

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題1～10

問題編

※ 制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安として下さい。

問題 1 消費税の概要

—🕒 2 分 —

基礎

次のかっこの中に適当な語句（又は数字）を記入しなさい。

- (1) 消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税〔①〕%と地方税〔②〕%となっている。
- (2) 消費税においては、〔③〕取引と〔④〕取引をまとめた広い意味での〔③〕取引、及び〔⑤〕取引について課税している。
- (3) 消費税法上、事業者とは〔⑥〕及び〔⑦〕をいう。
- (4) 消費税の納付税額の計算は、一事業者の一課税期間における、「預かった消費税額」から「〔⑧〕消費税額」を差し引いて「〔⑨〕」を求め、さらに「中間納付消費税額」を控除して「〔⑩〕」を計算する。
- (5) 法人税、所得税又は相続税のように税の負担者と納税者が同一である税金を直接税というが、消費税は税の負担者と納税者が異なる税金であるため〔⑪〕という。

問題 2 納付税額の計算・その1

—🕒 1 分 —

基礎

次のかっこの中に適当な語句（又は数字）を記入しなさい。

- (1) 課税標準額

$$\text{課税売上高（税込）} \times \text{〔①〕} = \text{XXX, XXX円} \longrightarrow \text{XXX, 000円}$$

（千円未満切捨）
- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times \text{〔②〕} = \text{XXX, XX0円}$$
- (3) 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高（税込）} \times \text{〔③〕} = \text{XXX, XXX円}$$
- (4) 差引税額

$$\text{〔④〕} - \text{〔⑤〕} = \text{XXX, XXX円} \longrightarrow \text{XXX, X00円}$$

（百円未満切捨）
- (5) 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{〔⑥〕} = \text{XXX, X00円}$$

問題 3 納付税額の計算・その2

—🕒 1 分 —

基礎

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額） | 1, 500, 000円 |
| (2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額） | 799, 980円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 500, 000円 |

問題4 納付税額の計算・その3

—🕒 3分—

基礎

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 39,375,945円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 20,999,475円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 500,000円 |

問題5 納付税額の計算・その4

—🕒 3分—

基礎

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 47,250,845円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 28,874,475円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 360,000円 |

問題6 納付税額の計算・その5 (シートあり)

—🕒 2分—

基礎

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 44,625,735円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 29,887,000円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 300,000円 |

問題7 納付税額の計算・その6 (シートあり)

—🕒 2分—

応用

次の資料から、申告すべき税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 44,155,230円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 48,700,000円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 100,000円 |

問題8 課税の対象・その1

—🕒 1分—

基礎

- (1) 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。
- (2) 消費税法第4条第2項に規定する「輸入取引の課税の対象」について述べなさい。

問題9 課税の対象・その2

—🕒 1分—

基礎

消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。

ただし、規定中のかっこ書きについては解答不要とする。

問題10 取引の分類・その1

—🕒 3分—

基礎

次の取引について、課税の対象（消費税法の適用を受けるもの）となるものに○を、課税の対象とならないものに×を付しなさい。

- (1) 国内において法人が商品を得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 国内において法人が商品に従業員に贈与（無償の譲渡）した。
- (3) 国外において法人が商品を得意先に販売した。
- (4) 国内において法人が商品を国外の得意先に輸出版売した。
- (5) 国内において法人が建物を売却した。
- (6) 国内において法人が土地を売却した。
- (7) 国内において法人が株式を売却した。
- (8) 国内において法人が土地を有償で貸付けた。
- (9) 国内において法人が土地を無償で貸付けた。
- (10) 国内において法人が建物を有償で貸付けた。
- (11) 国内において法人が建物を無償で貸付けた。
- (12) 国内において法人が貨物の運送を請け負い、運送料を収受した。
- (13) 国内において法人が無償で広告宣伝を請け負った。
- (14) 国内において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (15) 国外において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (16) 国内において法人が他社の商品を保管し、保管料を収受した。

解答編

問題1 消費税の概要

- ① [4] ② [1] ③ [国 内]
 ④ [輸 出] ⑤ [輸 入] ⑥ [個人事業者]
 ⑦ [法 人] ⑧ [支払った] ⑨ [差引税額]
 ⑩ [納付税額] ⑪ [間接税] (注) ⑥と⑦は順不同。

【解答への道】

本試験では、国税4%に着目して税額計算を行う。消費税法においては「国内取引」と「輸入取引」について課税しているが、「輸入取引」は「仕入れ」の概念であることに注意すること。
 (No.2第1回で学習する。)

問題2 納付税額の計算・その1

- ① [$\frac{100}{105}$] ② [4 % (0.04)] ③ [$\frac{4}{105}$]
 ④ [課税標準額に対する消費税額] ⑤ [控除対象仕入税額]
 ⑥ [中間納付消費税額]

【解答への道】

どの段階でどのような計算をしているのかをしっかりと確認すること。

上記①から⑥の語句（又は数字）は消費税法の学習のスタートにあたり、最低限覚えるべき項目として押さえておくこと。

問題3 納付税額の計算・その2

1 差引税額

$$1,500,000\text{円} - 799,980\text{円} = 700,020\text{円} \longrightarrow 700,000\text{円} \text{ (百円未満切捨)}$$

2 納付税額

$$700,000\text{円} - 500,000\text{円} = 200,000\text{円}$$

【解答への道】

差引税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。その際、「百円未満切捨」を忘れないこと。

納付税額は、差引税額から消費税の前払いである「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題4 納付税額の計算・その3

1 課税標準額

$$39,375,945円 \times \frac{100}{105} = 37,500,900円 \longrightarrow 37,500,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$37,500,000円 \times 4\% = 1,500,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$20,999,475円 \times \frac{4}{105} = 799,980円$$

4 差引税額

$$1,500,000円 - 799,980円 = 700,020円 \longrightarrow 700,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$700,000円 - 500,000円 = 200,000円$$

【解答への道】

1 「課税標準額」の求め方

- (1) 税込課税売上高に $\frac{100}{105}$ を乗じて、税抜き処理をする。

- (2) 千円未満の端数を切り捨てる。

※ 解答上、「千円未満切捨」のコメントを付すこと。

2 「課税標準額に対する消費税額」は、「課税標準額」に4%を乗じて計算する。

- 3 「控除対象仕入税額」は、税込課税仕入高に $\frac{4}{105}$ を乗じて求める。

この際、円未満の端数は切り捨てるが、解答上は特にこの旨を表示する必要はない。

4 「差引税額」の求め方

- (1) 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

- (2) 百円未満の端数を切り捨てる。

※ 解答上、「百円未満切捨」のコメントを付すこと。

この差引税額が、一事業者が一課税期間（税金計算の基礎となる期間）で納めるべき消費税額である。

5 「納付税額」は、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題5 納付税額の計算・その4

1 課税標準額

$$47,250,845円 \times \frac{100}{105} = 45,000,804円 \longrightarrow 45,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$45,000,000円 \times 4\% = 1,800,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$28,874,475円 \times \frac{4}{105} = 1,099,980円$$

4 差引税額

$$1,800,000円 - 1,099,980円 = 700,020円 \longrightarrow 700,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$700,000円 - 360,000円 = 340,000円$$

問題6 納付税額の計算・その5

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 標 準 額	42,500,000円	$44,625,735円 \times \frac{100}{105} = 42,500,700円$ $\longrightarrow 42,500,000円$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	1,700,000円	$42,500,000円 \times 4\% = 1,700,000円$
控除対象仕入税額	1,138,552円	$29,887,000円 \times \frac{4}{105} = 1,138,552円$
納 付 税 額	261,400円	(1) 差引税額 $1,700,000円 - 1,138,552円 = 561,448円$ $\longrightarrow 561,400円$ (百円未満切捨) (2) 納付税額 $561,400円 - 300,000円 = 261,400円$

区分欄の各項目は答案用紙に記載されている。したがって、どの区分欄でどんな計算をするのかを身につけること。金額欄への転記も忘れずに行うこと。

問題7 納付税額の計算・その6

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 標 準 額	42,052,000円	$44,155,230円 \times \frac{100}{105} = 42,052,600円$ $\longrightarrow 42,052,000円$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	1,682,080円	$42,052,000円 \times 4\% = 1,682,080円$
控除対象仕入税額	1,855,238円	$48,700,000円 \times \frac{4}{105} = 1,855,238円$
控除不足還付税額	173,158円	$1,855,238円 - 1,682,080円 = 173,158円$
中間納付還付税額	100,000円	100,000円

【解答への道】

控除不足還付税額については「百円未満切捨」は無いことに注意すること。

問題8 課税の対象・その1

- (1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
- (2) 保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

【解答への道】

- (1)では、「事業者が」を「事業として」と書かないようにすること。
- (1)及び(2)の結論は、「消費税を課する」であり「消費税を課税する」ではないことに注意すること。

問題9 課税の対象・その2

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

なお、規定中のかっこ書きとは「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。」であるが、この内容に関しては後日学習する。

問題10 取引の分類・その1

- (1) ○
- (2) × 贈与（無償の譲渡）は、対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (3) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (4) ○ 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため、課税の対象に該当する。
- (5) ○
- (6) ○
- (7) ○
- (8) ○
- (9) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (10) ○
- (11) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (12) ○
- (13) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (14) ○
- (15) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (16) ○

【解答への道】

「法人」が行う取引は、すべて「事業者が事業として」に該当する。（No.1 第2回で詳しく学習する。）したがって、「国内において」及び「対価を得て行う」に注意が必要である。

課税の対象の4要件をしっかりと確認すること。

システムカード

< 今回の学習内容 >

第 1 回講義 使用ページ

1, 2, 3

1 消費税の概要

計算パターン

1 課税標準額

$$\text{課税売上高} \times \boxed{\text{①}} = \text{XXX,XXX円} \rightarrow \text{XXX,000円} \quad (\boxed{\text{②}})$$

(税込)

2 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times \boxed{\text{③}} \%$$

3 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高 (税込)} \times \boxed{\text{④}}$$

4 差引税額

$$\begin{array}{rcl} \text{課税標準額に} & - & \text{控除対象} \\ \text{対する消費税額} & & \text{仕入税額} \end{array} = \text{XX,XXX円} \rightarrow \text{XX,X00円} \quad (\boxed{\text{⑤}})$$

5 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{中間納付消費税額}$$

— 参 考 —

(1) 税率について

$$\text{現行法の税率} \cdots \boxed{\text{⑥}} \% \left\{ \begin{array}{l} \text{国 税 } \boxed{\text{⑦}} \% \\ \text{地方税 } \boxed{\text{⑧}} \% \end{array} \right.$$

(2) 計算単位について

計算では、一事業者の一課税期間の納付税額を求める。

※ 課税期間 (原則)

① 個人事業者 … 1月1日～12月31日 (暦年)

② 法 人 … 事業年度

$$\text{① } \frac{100}{105} \quad \text{② 千円未満切捨} \quad \text{③ 4} \quad \text{④ } \frac{4}{105}$$

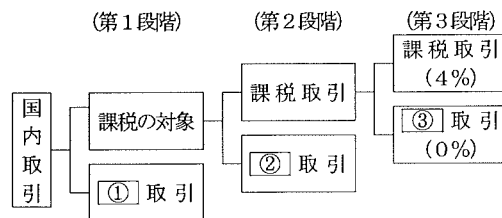
$$\text{⑤ 百円未満切捨} \quad \text{⑥ 5} \quad \text{⑦ 4} \quad \text{⑧ 1}$$

消費税の概要

2 国内取引の課税の対象

2-1 課税の対象の概要

1 国内取引の分類



2 国内取引の課税の対象（第1段階）

④ において ⑤ が行った ⑥ には消費税を課する。
↓
⑦ として ⑧ を得て行われる資産の ⑨ 及び ⑩
並びに ⑪ をいう。

ポイント

課税の対象 → 次の4要件すべてを満たすもの

- ㊦ ④ において行うものであること。
- ㊤ ⑤ が ⑦ として行うものであること。
- ㊦ ⑧ を得て行うものであること。
- ㊥ 資産の ⑨ 及び ⑩ 並びに ⑪ であること。

- ① 不課税 ② 非課税 ③ 免税 ④ 国内
⑤ 事業者 ⑥ 資産の譲渡等 ⑦ 事業 ⑧ 対価
⑨ 譲渡 ⑩ 貸付け ⑪ 役務の提供

課税の対象

3 非課税取引（第2段階）

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの」等の特殊な性質のものをいくつか選び出し、限定して、それらについて消費税を課さないこととしている。

【非課税取引の具体例】

- ・土地等の譲渡及び貸付け
- ・有価証券等の譲渡
- ・利子を対価とする金銭の貸付け

4 免税取引（第3段階）

「消費地課税主義」や「国際競争力の低下防止」の観点から、「輸出取引等」に該当するものについては消費税を免除する規定が定められている。

2-2 国内において行うもの

国内取引の判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

① 原則

譲渡又は貸付けが行われる ① におけるその資産の
②

② 例外

船舶、航空機、特許権等である場合には、一定の場所

(2) 役務の提供の場合

① 原則

役務の ③

② 例外

運輸、通信その他国内及び国外にわたって行われるもの
である場合には、一定の場所

(3) 金銭の貸付け等の場合

④ のその貸付け等に係る ⑤

-
- ① 時 ② 所在場所 ③ 提供が行われた場所
④ 貸付け等を行う者 ⑤ 事務所等の所在地

課税の対象

【国内取引の判定の例外】

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目（令6①）

船	船	船舶の〔①〕の所在地
航 空 機	航空機	航空機の〔①〕の所在地
鉱 業 権	鉱業権	鉱区の所在地
租 鉱 権	租鉱権	租鉱区の所在地
採 石 権 等	採石権等	採石場の所在地
特 許 権	特許権	権利の〔①〕の所在地 〔②〕の国で登録している場合には 権利の〔③〕の住所地
実 用 新 案 権	実用新案権	
意 匠 権	意匠権	
商 標 権	商標権	
上記権利の利用権等	上記権利の利用権等	
公 共 施 設 等 運 営 権	公共施設等運営権	公共施設等の所在地
著 作 権	著作権	これらのものの〔③〕の住所地 特別の技術による生産方式 (ノウハウ)
特 別 の 技 術 に よ る 生 産 方 式 (ノウハウ)		
営 業 権	営業権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
漁 業 権	漁業権	
入 漁 権	入漁権	
有 価 証 券 (ゴルフ場利用株式等を除く)	有価証券 (ゴルフ場利用株式等を除く)	有価証券の所在地
登 録 国 債	登録国債	登録国債の登録機関の所在地
合名会社等の出資者持分	合名会社等の出資者持分	持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金 銭 債 権	金銭債権	金銭債権に係る〔④〕の債権に係る事務所の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在してい た場所が明らかでない場合		資産の〔③〕のその譲渡又は貸付けに 係る〔⑤〕

※ { 住 所 地 …… 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
事務所等の所在地 …… 事務所、事業所その他これに準ずるものの所在地

- ① 登録機関 ② 2以上 ③ 譲渡又は貸付けを行う者
④ 債権者 ⑤ 事務所等の所在地

課税の対象

2 役務の提供の場合の例外の細目（令6②）

国 際 運 輸	出発地、発着地又は到着地の ①
国 際 通 信	発信地又は受信地の ①
国 際 郵 便 等	着出し地又は着込地の ①
保 險	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地
情 報 の 提 供	② の情報の提供に係る ③
設 計	設計を行う者の記録に係る ③
生産設備等の建設又は製造に関する調査・企画・立案等に係る役務の提供 〔専門的技術知識に関する知識を必要とするものに限る〕	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	④ の役務の提供に係る ③

- ① いずれか ② 情報の提供を行う者 ③ 事務所等の所在地
④ 役務の提供を行う者

課税の対象

★ その他注意点

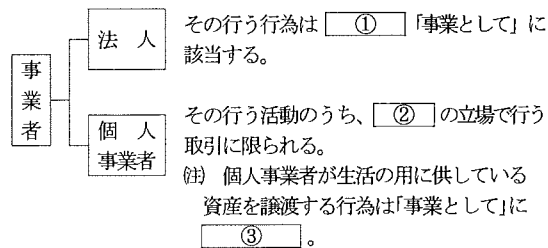
「船荷証券の譲渡」の国内取引の判定 ☆

- (1) 原則 船荷証券に係る貨物の所在場所により判定
- (2) 特例 ① により判定 (写しの保存を要件)

① 荷揚地

2-3 事業者が事業として行うもの

事業者とは、個人事業者及び法人をいう。



※ サラリーマンの雇用契約等に基づく給与を対価とする役務の提供 ⇨ 「事業として」 に ③ (= ④ 取引)。

※ ⑤ (=その性質上、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供)
 ⇨ 「事業として」 に該当する。
 (例) 個人事業者が行う商品配達用トラックの売却

- ① すべて ② 事業者 ③ 該当しない ④ 不課税
 ⑤ 付随行為

課税の対象

2-4 対価を得て行うもの

対価を得て行うとは、資産の譲渡等に対して を受けることをいう。

《 対価性のない取引（＝不課税取引）の具体例 》

- (1) 資産の贈与（＝無償の譲渡）
- (2) 保険金、共済金
- (3) 損害賠償金（原則）

※ 課税の対象となる場合

イ 損害を受けた棚卸資産等が加害者に 場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する場合

ロ を受けたことにより収受する場合

ハ 不動産等の により収受する場合

- (4) 立退料（原則）

※ 課税の対象となる場合 ☆

⇒ 賃借人たる地位を譲渡した場合

- (5) 配当金
- (6) 寄附金、祝金、見舞金等
- (7) 補助金、助成金等
- (8) 保証金、権利金等（返還義務が ）

※ 返還義務が は課税の対象

- (9) 収用に伴う収益補償金、移転補償金、経費補償金

※ 土地収用法等の規定による収用

《 収用により収受する補償金の具体例 》

対価性あり	⑦
対価性なし	収益補償金、移転補償金、経費補償金

- ① 反対給付 ② 引き渡される ③ 無体財産権の侵害
 ④ 明渡し遅滞 ⑤ あるもの ⑥ ないもの
 ⑦ 対価補償金

課税の対象

★ その他注意点

(1) 解約手数料、キャンセル料 ☆

イ 原則 ⇒ 課税の対象と

ロ 例外 ⇒ 事務手数料に相当するものは課税の対象と

(2) 会費、組合費 ☆

イ 原則 ⇒ 課税の対象と

ロ 例外 ⇒ 出版物の購読料等に該当する場合は課税の対象
と

.....
① ならない ② なる ③ ならない ④ なる

2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

1 資産の譲渡、貸付け、役務の提供

- 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など
- 資産の貸付け …… 建物の賃貸、自動車のレンタルなど
- 役務の提供 …… サービスの提供を行うことなど

(1) 資産の譲渡

資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいう。

(2) 資産の貸付け

賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者に貸し付けたり使用させる一切の行為をいう。

(3) 役務の提供

請負契約、運送契約、寄託契約などに基づいて労務、便益、その他のサービスを提供することをいう。

★ その他注意点

(1) 非居住者が行う取引 ★

事業として対価を得て行われるものであるときは資産の譲渡等に ☐ ① ☐。

(2) 保証債務の履行をするために行う資産の譲渡 ★

資産の譲渡に ☐ ② ☐。

(資産の譲渡はその原因を問わない)

(3) 自己株式の株主から法人への引渡し及び処分 ★

資産の譲渡等に ☐ ③ ☐ (証券市場における買入れによるものを除く。)

① 該当する ② 該当する ③ 該当しない

課税の対象

2-6 資産の譲渡等に類する行為

以下の取引は、一見すると対価性のない取引であるが、実質的に一定の反対給付があると考えられるため、資産の譲渡等に含まれる。

1 資産の譲渡等に類する行為 ☆

- (1) ① による資産の譲渡
- (2) ② による資産の譲渡
- (3) 金銭以外の ③ (一定のものを除く。)
- (4) 特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- (5) 貸付金その他の ④ その他の承継 (包括承継を除く。)
- (6) 不特定多数の者への送信に係る ⑤ の徴収

-
- ① 代物弁済 ② 負担付き贈与 ③ 資産の出資
④ 金銭債権の譲受け ⑤ 受信料

課税の対象

★ 参 考 事業承継と課税の対象 ☆

		消費税法上の取扱い
相	続	包括承継のため、 ①
合	吸 収 合 併	包括承継のため、 ①
併	新 設 合 併	包括承継のため、 ①
分	新 設 分 割	包括承継のため、 ①
割	現 物 出 資	資産の譲渡等に類する行為に該当し、 ②
等	事 後 設 立	資産の譲渡に該当し、 ②
吸	収 分 割	包括承継のため、 ①

.....

① 不課税取引 ② 課税の対象

2-7 みなし譲渡

次の2つの取引は、4要件を満たしていないにもかかわらず、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

- (1) 個人事業者の
 (例) 個人事業者が商品を家庭用を使用した。
- (2) 法人の に対する
 (例) 法人が商品をその社の役員に対して贈与した。

※ みなし譲渡に該当しないもの

- イ 法人のその社の役員以外に対する
- ロ 無償による資産の貸付け、役務の提供

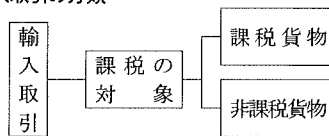
① 家事消費 ② その社の役員 ③ 資産の贈与

課税の対象

3 輸入取引の課税の対象

3-1 課税の対象の概要

1 輸入取引の分類



2 輸入取引の課税の対象

① から引き取られる ② には消費税を課する。

※ 輸入取引については、国内取引の課税の対象のように「要件」はなく、消費者が引き取っても、無償で引き取っても、課税の対象となる。

3 非課税

輸入取引についても、国内取引と同様に、消費税を課さない非課税項目が定められている。

① 保税地域 ② 外国貨物

課税の対象

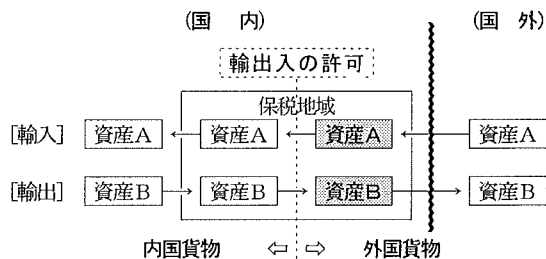
3-2 課税の対象

1 保税地域とは？

貨物についての課税を一時保留して、その貨物を保管する場所をいう。

2 外国貨物とは？

輸入許可 ①
輸出許可 ② } の貨物をいう。



3 みなし引取り

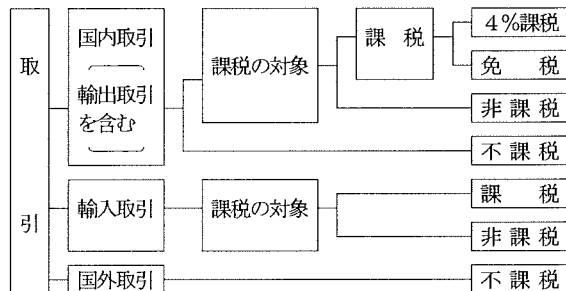
保税地域において外国貨物が消費等された場合には、保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、課税貨物の原材料として消費等された場合は、引取りとはみなさない。

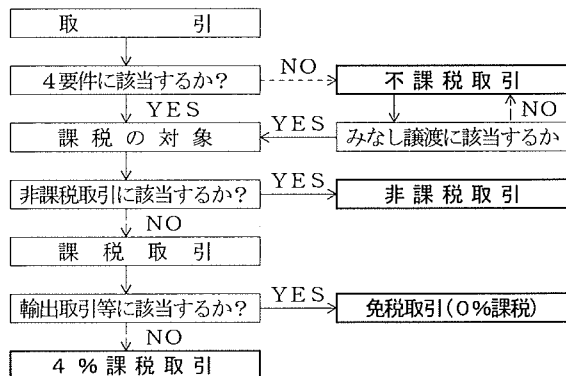
① 前 ② 後

取引分類の全体像

1 取引分類の全体像



2 取引分類の手順



課税の対象